

確定申告用「障害者控除対象者認定書」「おむつに係る費用の医療費控除証明書」

■障害者控除対象者認定書

介護保険法に規定する要介護認定者のうち65歳以上の方で、申請により障害者に準ずる者として認定をされた方には「障害者控除対象者認定書」が交付され、確定申告時に障害者控除を受けることができます。

認定を受けることができる方は、次の全ての項目に該当する方です。

- ・要介護認定者で65歳以上の方
- ・認知症または身体の障害により日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする方
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

■おむつに係る費用の医療費控除証明書

確定申告時に、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護(要支援)の認

定を受けている方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる「おむつに係る費用の医療費控除証明書」の交付を無料で受けることができます。証明を受けることができます。次の方です。

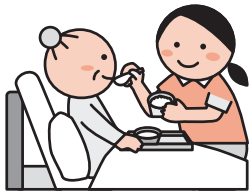
- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること。
- ・市の介護保険被保険者で要介護(要支援)の認定を受けていること。
- ・寝たきり状態等にあること。
- ・治療上おむつの使用が必要であること。

交付を希望される方は、高齢福祉課介護保険グループへお電話ください。該当するかを確認します。

なお、交付には数日間かかりますので、手続きはお早めにお願ひします。

■申し込み・問い合わせ先

高齢福祉課
☎(32)8904



国民健康保険からのお知らせ

■柔道整復師の施術を受けられる方へ

国民健康保険の対象となる施術は整骨院や接骨院で柔道整復師が行う施術の内、日常生活の中での打撲、ねんざ、挫傷(肉ばなれ等)、骨折・脱臼の応急手当(応急手当後の施術は医師の同意が必要)など、原因がはっきりとしている外傷性のケガに対する施術に限定されています。

次のような場合は、国民健康保険の対象となりませんのでご注意ください。

- ・単なる肩こりや肉体疲労の回復
- ・脳疾患後遺症等の慢性病
- ・神経痛、リウマチ、関節炎などによる凝りや痛み
- ・交通事故が原因の場合
- ・業務上の負傷(労災に該当する場合)

■柔道整復師の施術を受けるときの注意点

- ・負傷原因を正しく伝えましょう。
- ・病院との重複受診をしないようにしましょう(定期的な医師の検査や継続して施

術が必要かどうかの確認のための受診を除く。)領収書を必ず受け取りましょう。

「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、署名しましょう。

■医療費の適正化にご協力ください

医療費はみなさまの保険税や自己負担でまかなわれています。

一人ひとりが国民健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが、医療費の適正化につながります。

納めていただいた保険税を適正に使用するために、施術内容等を確認させていただく場合がありますので、ご協力ください。

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895



農業経営意向調査について

農業委員会では今年度から農業委員協力員を通して、10㊦(1,000㎡)以上の農地を耕作している農業者を対象に「農業経営意向調査」を実施します。配布は12月中旬を予定しています。

この調査は、市内農業者の経営状況の現状把握のため、また農地利用集積・集約化に資する基礎資料作成のために農業者の年間農業従事日数等を調査します。

本調査は農地の権利移動等の農業者要件の算出の基礎資料となっておりますので、調査対象となっております市内農業者の方はお手数ですが、ご協力をお願いします。

■提出期限

平成29年1月13日(金)(必着)

※ご不明な点は農業委員会事務局までお問い合わせください。

■問い合わせ先

農業委員会事務局
☎(32)8915